

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 蛇の目ミシン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 眞壁 八郎
(コード:6445、東証第一部)
問合せ先 総務部長 松田 知巳
(TEL. 042-661-3071)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 89 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、普通株式の併合（10 株を 1 株に併合）を行います。

また、株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の 4 億 5 千万株から 4,500 万株とするため、定款第 5 条を変更するものであります。

本定款一部変更は、株式併合の効力発生を条件とし、当該株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。

なお、当社では、本日、「株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」を公表いたしておりますので、あわせてご参照ください。

- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう定めるものであります。
- ③ 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるとともに、非業務執行取締役及び監査役について適切な人材の招聘を容易にできるよう、責任限定契約を締結することができる旨を定めるものであります。
- なお、定款第 30 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および単元株式数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>4 億 5,000 万株</u> とする。当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 14 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および単元株式数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>4,500 万株</u> とする。当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>—以下条数繰り下げ—</p> <p>第 15 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

<p>第 29 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 37 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>—以下条数繰り下げ—</p> <p>第 31 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>—以下条数繰り下げ—</p> <p>第 40 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第 5 条の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該効力発生日の翌日をもって削除する。</u></p>
---	--